

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 総 則</p> <p>(輸出の具体的な時期)</p> <p>2 - 5 法第2条第1項第2号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。</p> <p>~ (省略) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。)を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可を受けた場合その輸出の許可を受けた時 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合 その航行を開始した時</p> <p>第6章 通 関</p> <p>第1節 一般輸出通關</p> <p>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</p> <p>67の2 - 1 - 1 令第59条の3第1項第1号及び第2号に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。 なお、特定輸出申告を行おうとする貨物については、法第67条の3第1項の規定により法第67条の2の規定が適用されないことから、本船扱い及びふ中扱いの手続きを要することなく本船等へ積み込んだ状態で特定輸出申告を行うことができるので留意する。</p> <p>~ (省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(輸出の具体的な時期)</p> <p>2 - 5 法第2条第1項第2号(<u>輸出の定義</u>)に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。</p> <p>~ (同左) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可を受けた場合 その輸出の許可を受けた時 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合 その航行を開始した時</p> <p>第6章 通 関</p> <p>第1節 一般輸出通關</p> <p>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</p> <p>67の2 - 1 - 1 令第59条の3第1項第1号及び第2号(<u>本船扱い及びふ中扱い</u>)に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>~ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（特定輸出申告の方法）</p> <p>67 の 3 - 1 特定輸出申告は、前記 67 - 1 - 2 の規定にかかわらず、特定輸出申告書（「輸出申告書」（C - 5010）の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの）を適用する令第 58 条に規定する事項を記載させ、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所若しくは当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港を管轄する税関官署に提出されることにより行わせるものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港を管轄する税関官署に特定輸出申告書を提出した場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回させるものとする。また、輸出の許可後に当該変更があった場合の取扱いは、前記 67 - 1 - 12 の規定に準じて行うものとする。</p>	<p>（特定輸出申告の方法）</p> <p>67 の 3 - 1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）は、前記 67 - 1 - 2 の規定にかかわらず、特定輸出申告書（「輸出申告書」（C - 5010）の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの）を適用する令第 58 条に規定する事項を記載させ、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所若しくは当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港を管轄する税関官署に提出されることにより行わせるものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港を管轄する税関官署に特定輸出申告書を提出した場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回させるものとする。また、輸出の許可後に当該変更があった場合の取扱いは、前記 67 - 1 - 12 の規定に準じて行うものとする。</p>
<p>（特定輸出申告書の添付書類）</p> <p>67 の 3 - 2 特定輸出申告書に係る前記 67 - 1 - 5 の規定の適用については、同項中「法第 68 条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）」の規定による仕入書又はこれに代わる書類のほか、次に掲げる書類を添付させる」とあるのは「次に掲げる書類を添付させる（ただし、特定輸出申告の場合にあっては、輸出の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類の提出を求める。）」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告を行った際に税關へ関係書類を提出しなければならない場合であって、特定輸出申告を行った税關官署以外の官署に当該書類を提出することが利便である場合には、当該官署においてその書類を受領することとして差し支えない。この場合において、当該官署は、当該書類を確認し、必要に応じ申告先官署に送付する等、所要の処理を行う。</p>	<p>（特定輸出申告書の添付書類）</p> <p>67 の 3 - 2 特定輸出申告書に係る前記 67 - 1 - 5（輸出申告書の添付書類）の規定の適用については、同項中「法第 68 条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）」の規定による仕入書又はこれに代わる書類のほか、次に掲げる書類を添付させる」とあるのは「次に掲げる書類を添付させる（ただし、特定輸出申告の場合にあっては、輸出の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類を提出させる。）」と読み替えるものとする。</p>